

2003年（第11次）漁業センサスの概要

1 調査の目的

我が国における漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の沿革

本調査は、統計法に基づき農林水産省が所管する指定統計調査（指定統計第67号）として、第1回目は昭和24年3月に実施された。以来5年ごとに実施され、今回の2003年漁業センサスは第11回目となる。

3 根拠法令

統計法（昭和22年法律第18号）統計法施行令（昭和24年政令第130号）漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び漁業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成15年5月20日農林水産省告示第776号）による。

4 調査の期日 平成15年11月1日現在

5 調査の対象及び体系（別表参照）

6 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船又は養殖施設、操業日数その他漁業経営体の経営の状況

(イ) 個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

イ 漁業従事者世帯調査

(ア) 世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数

(イ) その他の就業状況

(別表) 調査の対象及び体系

(1) 都道府県実施

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査期日	調査方法
海面 漁業 調査	漁業経営体調査	・沿海市区町村(注)の区域内に所在する漁業経営体 ・個人漁業経営体にあつては調査期日前1年間(平成14年11月1日から平成15年10月31日まで)に漁業の海上作業が30日以上のもの	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	平成15年 11月1日 現在	調査員が調査客体から面接聞き取り調査(一部自計申告)(会社、官公庁、学校、試験場については全部自計申告)
	漁業従事者世帯調査	漁業従事者世帯調査沿海市区町村に所在する漁業従事者世帯(調査期日前1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者のいるもの)			

(2) 農林水産省地方統計組織実施

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査期日	調査方法
海面 漁業 調査	漁業管理組織調査	沿海市区町村に所在する漁業管理組織	農林水産省 地方農政局	平成15年 11月1日 現在	統計・情報センター職員が調査客体からの面接聞き取り調査
	海面漁業地域調査	農林水産大臣が指定する漁業地区	取りまとめ統計・情報センター 統計・情報センター		
内水面 漁業 調査	内水面漁業経営体調査	農林水産大臣の指定する湖沼の漁業経営体及び養殖業経営体	農林水産省 地方農政局 取りまとめ統計・情報センター 統計・情報センター (調査員)	平成15年 11月1日 現在	調査員又は統計・情報センター職員が調査客体からの面接聞き取り調査(一部自計申告)
	内水面漁業地域調査	農林水産大臣の指定する内水面漁業地域	農林水産省 地方農政局 取りまとめ統計・情報センター 統計・情報センター	平成15年 11月1日 現在	統計・情報センター職員が調査客体からの面接聞き取り調査
流通 加工 調査	水産物流通機関調査	魚市場、水産卸売業者及び水産物買受人冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省 地方農政局 取りまとめ統計・情報センター 統計・情報センター (調査員)	平成15年 11月1日 現在	調査員又は統計・情報センター職員が調査客体に調査票を配布、回収(自計申告)
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	冷凍・冷蔵工場及び水産加工場			

調査の沿革

昭和24年3月

第1次漁業センサス	
漁家調査	
企業体調査	
作業体調査	

昭和29年1月

第2次漁業センサス	
個人経営体調査	
会社経営体調査	
共同経営体調査	
漁業従事者世帯調査	
内水面漁業調査	

昭和33年11月

沿岸漁業臨時調査	
漁業経営体調査	漁家調査
	漁業企業体調査
	準漁家調査
漁業共同組合調査	

昭和38年11月

第3次漁業センサス	
海面漁業基本調査	漁業経営体調査
	浅海養殖調査
	漁船調査(10トン以上)
	漁業従事者世帯調査
内水面漁業調査	基本調査
	概況調査
漁業地区調査	漁村漁港概況調査
	水産物仲買人調査
	水産物加工場調査

昭和43年11月

第4次漁業センサス	
海面漁業基本調査	漁業経営体調査
	漁船調査
	漁業従事者世帯調査
内水面漁業調査	指定湖沼漁業経営体調査
	内水面養殖業調査
漁業地区調査	漁村漁港概況調査
	水産物加工場調査
	水産物加工場調査

昭和48年11月

第5次漁業センサス	
海面漁業基本調査	漁業経営体調査
	動力漁船調査
	雇用者の生活基本抛地調査
	団体経営調査
内水面漁業調査	漁業従事者世帯調査
	指定湖沼漁業経営体調査
	内水面養殖業調査
漁業地区調査	河川漁協組合員調査
	内水面漁業協同組合調査
漁業地区調査	漁業地区概況調査
	漁港調査
	製氷・冷蔵・冷凍工場調査
	水産物買受人調査
	水産物加工場調査

昭和53年11月

第6次漁業センサス	
海面漁業基本調査	漁業経営体調査
	動力漁船調査
	雇用者の生活基本抛地調査
	漁業従事者世帯調査
内水面漁業調査	湖沼漁業経営体調査
	内水面養殖業調査
漁業地区調査	内水面漁業協同組合調査
	漁業地区概況調査
	製氷・冷蔵・冷凍工場調査
	水産物買受人調査
	水産物加工場調査

昭和58年11月

第7次漁業センサス	
海面漁業基本調査	漁業経営体 査調
	動力漁船調査
	漁業従事者 世帯調査
内水面漁業調査	湖沼漁業 経営体調査
	内水面養殖 業調査
	内水面漁業 協同組合調査
漁業地区調査	漁業地区 概況調査
	水産物流通 水機関調査
	冷蔵・冷凍 工場調査
	水産物加工 場調査
	水産物加工 場調査

昭和63年11月

第8次漁業センサス	
海面漁業基本調査	漁業経営体 査調
	漁業従事者 世帯調査
内水面漁業調査	内水面漁業 経営体調査
	内水面漁業 協同組合調査
漁業地区調査	漁業地区 概況調査
	漁業管理 組織調査
	水産物流通 水機関調査
	冷蔵・冷凍 工場調査
	水産物加工 場調査

平成5年11月

第9次漁業センサス	
海面漁業基本調査	漁業経営体 査調
	漁業従事者 世帯調査
内水面漁業調査	内水面漁業 経営体調査
	内水面漁業 協同組合調査
漁業地区調査	漁業地区 概況調査
	漁業管理 組織調査
	水産物流通 水機関調査
	冷蔵・冷凍 工場調査
	水産物加工 場調査

平成10年11月

第10次漁業センサス	
海面漁業基本調査	漁業経営体 査調
	漁業従事者 世帯調査
内水面漁業調査	内水面漁業 経営体調査
	内水面漁業 協同組合調査
漁業地区調査	漁業地区 概況調査
	漁業管理 組織調査
	水産物流通 水機関調査
	冷蔵・冷凍 工場調査
	水産物加工 場調査

平成15年11月

2003年漁業センサス (第11次)	
海面漁業調査	漁業経営体 査調
	漁業従事者 世帯調査
	漁業管理 組織調査
海面漁業調査	海面漁業 地域調査
	内水面漁業 経営体調査
内水面漁業調査	内水面漁業 経営体調査
	内水面漁業 地域調査
流通加工調査	水産物流通 水機関調査
	冷蔵・冷凍 水産物加工 場調査

用語の定義

過去1年間 漁業経営体	<p>平成14年11月1日～平成15年10月31日の期間。</p> <p>過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。</p>
経営体階層	<p>海面漁業経営体の基本分類であり、漁業経営体が主として操業した漁業種類、使用漁船の種類及び合計トン数により区分されたもの。</p> <p>(ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種類)により決定した経営体階層。</p> <p>大型定置網、小型定置網、地びき網及び海面養殖の各階層。</p> <p>(イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により決定した経営体階層。</p> <p>経営体階層の項目のうち、鶴岡市で該当数値がなかった項目のうち一部を統計表の表章項目から除外した。全表章項目は別紙のとおりである。</p>
漁業層 沿岸漁業層	<p>経営体階層のうち、漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網、地びき網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。</p>
中小漁業層	<p>経営体階層のうち、動力船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。</p>
大規模漁業層	<p>経営体階層のうち、動力船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。</p>
主とする漁業種類	<p>漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。</p> <p>全国の漁業種類の項目のうち、鶴岡市で該当数値がなかった項目は、統計表の表章項目から除外した。全国の漁業種類の項目は、別紙のとおりである。</p>
漁獲金額	<p>調査期日前1年間における燃料代、販売手数料などの経費を差し引く前の漁獲物の販売金額のこと。また、自家消費分は含めず海藻類等のように干製品で販売される場合は、干製品の販売金額とする。</p>
漁船	<p>過去1年間に経営体が漁業生産のために使用し、調査日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船(遊漁のみに用いる船等)は除く。</p>

動力船馬力数	<p>馬力数の単位は、従来の農林馬力数 p s (ホ-ルワ-) と、平成 14 年 4 月以降の新馬力数 k W (キワット) の 2 つがある。</p> <p>一般的には、1 p s = 0.7355 k W であるが、漁船法馬力は、これにエンジン等の大きさも掛け合わせて計算するため、単純に換算できない。よって、統計表も農林馬力数と新馬力数を併記してある。</p>
農林馬力数 (ps)	<p>漁船法により規定されている漁船登録に用いられる馬力数のことで、排気量等に基づいて算出されていた。(平成 14 年 3 月末までに製造され、漁船登録を受けたものはこの標示である。)</p>
新馬力数 (kw)	<p>漁船法の改正により平成 14 年 4 月 1 日以降に新たに推進機関を搭載、あるいは換装 (積替え) した船の馬力数については、出力から算出する仕事率である kw (世界基準) を用いることとなった。</p>
経営組織	<p>漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。</p>
個人経営体	<p>個人で漁業を自営する経営体をいう。</p>
団体経営体	<p>個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、官公庁・学校・試験場に区分している。</p>
会社	<p>商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。</p>
漁業協同組合	<p>水産業協同組合法 (昭和 23 年 12 月 15 日法律第 242 号) に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。</p>
漁業生産組合	<p>水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。</p>
共同経営	<p>二人以上 (法人を含む) が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。</p>
官公庁・学校・試験場	<p>官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収獲物を販売したものをいう。</p>
漁業従事者世帯	<p>過去 1 年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的とし、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して 30 日以上漁業の海上作業に従事した世帯員がいる世帯をいう。</p>

最盛期の海上作業 従事者数	各漁業経営体において、過去1年間に営んだすべての海面漁業を通じて最も多くの人々が漁業の海上作業に従事した時期の人数をいう。したがって、最盛期の海上作業従事者数を合計したものは漁業従事者数の実数とはならない。
漁業の陸上作業	漁業に係る作業のうち、漁船、漁網等の生産手段の修理・整備、漁具、漁網、食料品の積み込み作業、出漁・帰港時の漁船の引き下ろし、引き上げ、悪天候時の出漁待機、餌の仕入れ及び調餌作業、真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業、漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め作業、自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業、自営漁業の管理運営業務で海上作業以外のすべての作業をいう。
陸上作業のみ最多 従事者数	過去1年間に営んだすべての海面漁業を通じて、陸上作業のみを行った人が最も多かった時期の人数をいう。
経営体の専兼業分類 専業	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。
自営漁業が主	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。
自営漁業が従	個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。
自営漁業の経営主	自営漁業の経営に責任を持っている者を言う。具体的には、経営の意志決定を行う人、経営活動の結果として損益の帰属人である人等。
漁業世帯	個人経営体及び漁業従事者世帯を総称したものをいう。
漁業就業者	漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

別紙

経営体階層区分

漁船	非使用階層	動力船のみ
漁船使用	動力船	1ト未満
		1ト以上 3ト未満
		3ト以上 5ト未満
		5ト以上 10ト未満
		10ト以上 20ト未満
		20ト以上 30ト未満
		30ト以上 50ト未満
		50ト以上 100ト未満
		100ト以上 200ト未満
		200ト以上 500ト未満
漁船使用	動力船	500ト以上 1,000ト未満
		1,000ト以上 3,000ト未満
		3,000ト以上
大型	型定置網	
小型	型定置網	
地	びき網	
海面養殖	魚類	ぎんざけ養殖
		ぶり類養殖
		まだい養殖
		ひらめ養殖
		その他の魚類養殖
	ほたてがい	かき類養殖
		その他の貝類養殖
		くるまえび養殖
		ほや類養殖
		その他の水産動物類養殖
	真珠母貝養殖	こんぶ類養殖
		わかめ類養殖
		のり類養殖
		その他の海藻類養殖
		真珠養殖
沿岸漁業層計		
海面養殖層計		
上記以外の沿岸漁業層計		
中小漁業層計		

全国の漁業種類の項目

底びき網	遠洋	底びき	網
	沖底	合網	1 そまき 遠洋 かつお・まぐろ
	小底	縦網	1 そまき 近海 かつお・まぐろ
		横網	1 そまき 近海 かつお・まぐろ
船びき網	ひき	回し	網
	ひき	寄せ	網
地	びき網		
まき網	大まき	中き型網	1 そまき 遠洋 かつお・まぐろ
		中まき型網	1 そまき 近海 かつお・まぐろ
	中まき	中き型網	1 そまき 遠洋 かつお・まぐろ
		中まき型網	2 そまき 近海 かつお・まぐろ
刺網	さけ	ます	流し網
	かじ	等	流し網
網敷	その	他の	刺網
	さん	ま棒	受網
大	型	定置	網
小	型	定置	網
その他	の網漁業		
はえ縄	遠洋	まぐろ	はえ縄
	近海	まぐろ	はえ縄
	沿岸	まぐろ	はえ縄
	その他	の	はえ縄
釣	遠洋	かつお	一本釣
	近海	かつお	一本釣
	沿岸	かつお	一本釣
	遠洋	いか	釣
	近海	いか	釣
	沿岸	いか	釣
さ	は	釣	
ひき	縄	釣	
その他	の釣		
小	型	捕	鯨
潜水	器	漁	業
採	貝		
採	藻		
その他	の漁業		
海面養殖	魚類	ぎんざけ養殖	
		ぶり類養殖	
		まだい養殖	
		ひらめ養殖	
		その他の魚類養殖	
	ほたてがい	かき類養殖	
		その他の貝類養殖	
		くるまえび養殖	
		ほや類養殖	
		その他の水産動物類養殖	
	真珠母貝養殖	こんぶ類養殖	
		わかめ類養殖	
		のり類養殖	
		その他の海藻類養殖	
		真珠養殖	